

1号認定保育料【案】

区 分		1号利用者負担額 (国基準月額)	1号利用者負担額 (就園奨励費との調整額)	階層間の差 (国基準に対する 第1子軽減率)	区 分		1号利用者負担額 (案)	階層間の差 (国基準に対する 第1子軽減率)	
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円	0円	-	1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円	-	
2	市民税が非課税の世帯	9,100円	4,400円	+4,400円 (51.6%)	2	市民税が非課税の世帯	2,000円 (1,000円)	+2,000円 (78.0%)	
2'	市民税の所得割が非課税の世帯				3	市民税の所得割が非課税の世帯	4,400円 (2,200円)	+2,400円 (51.6%)	
3	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	16,100円	11,400円	+7,000円 (29.2%)	4	市民税の所得割課税額が39,600円未満の世帯	6,000円 (3,000円)	+1,600円 (62.7%)	
					5	市民税の所得割課税額が39,600円以上48,600円未満の世帯	8,000円 (4,000円)	+2,000円 (50.3%)	
					6	市民税の所得割課税額が48,600円以上61,800円未満の世帯	10,800円 (5,400円)	+2,800円 (32.9%)	
					7	市民税の所得割課税額が61,800円以上77,200円未満の世帯	11,400円 (5,700円)	+600円 (29.2%)	
4	市民税の所得割課税額が、77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500円	15,800円	+4,400円 (22.9%)	8 ~ 12	市民税の所得割課税額が、77,200円以上211,300円未満の世帯	15,800円 (7,900円)	+4,400円 (22.9%)	
5	上記A~Dに該当しない世帯	25,700円	20,300円	+4,500円 (21.0%)	13 ~ 15	市民税の所得割課税額が、211,300円以上の世帯	20,300円 (10,100円)	+4,500円 (21.0%)	
平均軽減率				(31.2%)	平均軽減率				(43.6%)

市の基準となる保育料+入園料を21,000円/月とし、現行制度の各階層の就園奨励費補助金(月額換算分)を除いた保護者の負担額。

【その他】
 ・()内の金額は、小学校1~3年までの兄弟からカウントして2番目の児童の利用者負担額(第1子の半額)。3番目以降は0円。
 ・母子家庭・父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯の場合、第2・3階層は0円、第4~7階層は上記の金額から1,000円を控除した額になる。(半額の場合は、全額から1,000円控除した半分)
 ・1号認定の保育料は教育標準時間の4時間部分が対象。また、給食費及び預かり保育料は、上記の保育料には含まれない。